

# 豊田市水素社会構築戦略策定業務委託仕様書

## 1 総則

### (1) 概要

昨年度、政府が「水素基本戦略」を改定し、2040年までの水素導入量や地域連携等を明示した。また、今年度は新たに「水素社会推進法」が成立し、水素を製造・輸入する企業に対し、既存の燃料との価格差分を政府が補填することが決定した。これらの政府戦略に合わせ、市内企業も水素活用に向けた取り組みを加速していくことが予想される。

本業務では、エネルギーの安定供給・産業振興・脱炭素の同時実現を目的に、政府の水素戦略を踏まえ、産業及び民生部門の脱炭素化及び新たな産業振興に寄与する地域戦略を策定するとともに、市内企業等との官民連携を軸に、水素を「つくる・はこぶ・つかう」ための全方位の施策を設定する。

### (2) 適用範囲

業務は、本仕様書に従い、施行しなければならない。

### (3) 法令等の遵守

受託者は、業務の実施に当たり関連する法令などを遵守しなければならない。

### (4) 秘密の保持

受託者は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

### (5) 公益確保の義務

受託者は、業務を行うに当たっては公益の安全、環境その他公益を害することのないように努めなければならない。

### (6) 業務実施体制

受託者は、統括責任者及び主任担当者をもって秩序正しく誠意をもって業務を行わなければならない。

### (7) 進捗管理・打合せ

受託者は本業務の進捗管理を行い、本市との協議に基づいて、打合せを実施する。なお、打合せを実施した際は、受託者が打合せ記録の作成を行う。なお、会議はオンラインによる開催も可能とする。

### (8) 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、本市と受託者の協議によるものとする。

## 2 業務内容

## (1) 対象業務

業務内容は次のとおりとする。

なお、本業務は、環境省が策定している「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編・算定手法編・地域脱炭素化促進事業編）」及び「地方公共団体における長期の脱炭素シナリオ作成方法とその実現方策に係る参考資料」、「地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック」等、各種マニュアルに基づいて実施すること。また、オープンデータ等を活用し、本市の産業構造や地域特性、地域課題を踏まえて実施すること。

ア 政府や県、市内外企業の動向等本戦略策定における基本的事項の整理

イ 水素に関する需要と供給の現況調査、将来推計及び導入目標設定

ウ イで目標設定した導入量の一部または全部をグリーン水素等に置き換えた場合の温室効果ガス削減量を段階的に試算

エ 本市における水素社会実装の意義の明確化

(ア) 市内における経済効果及び本市財政による投資規模の試算

(イ) 市内企業への利益

(ウ) 本市財政へ効果試算

オ 本市での水素社会実装の在り方の特定

(ア) 市内の地域特性の特定及び脱炭素に向けたエネルギー転換手法の分類

(イ) 市内に導入すべき水素システム（ハード・ソフト含む）と構成メンバーの特定

カ アクションプランの制定

ア～オを踏まえ、産業及び民生部門でそれぞれ施策を検討、立案するとともに、設定すべき施策の実施目標を整理する。

また、温室効果ガス削減効果や、環境・社会・経済の総合的な課題解決の観点も踏まえ、予算規模も考慮し、実施すべき施策を設定する。

なお、施策数に制限は設けないが、産業部門においては「つくる・はこぶ・つかう」の視点からそれぞれ必要な施策を制定することとし、設定期間は2030年までとする。

制定にあたり以下を実施する。

(ア) 市内事業者等へのヒアリング・討議による行政への期待の具体化

(イ) 国、愛知県へのヒアリング・討議（政策支援の引き出しの余地の確認）

(ウ) 庁内関係部局へのヒアリング・討議

(エ) 既存施策の棚卸・実現性の検証

キ 戦略素案の作成

ク 戦略本編及び概要版の作成

## ケ 打合せの実施

本業務の実施にあたって、発注者と緊密な連絡関係を構築し、2週間に1回程度オンラインにて打合せ協議を実施すること。

## コ 庁内会議（幹部会議及び戦略策定作業会議）の支援

## サ 本戦略策定にかかる統括管理業務

### (2) 本戦略の策定業務に求める要素及び視点

ア 計画期間は令和7年度（2025年度）から令和32年度（2050年度）までとし、計画内温室効果ガス削減量については、2030年、2040年を中間目標として設定すること。

イ 若者から高齢者まで多くの世代にとって、読みやすくわかりやすい内容であること。

ウ 読み手の目をひくような写真やイラストが適切に配置され、その説明がわかりやすく付されていること。

エ 興味・関心をひく国内外における最新の科学的知見に基づく事実を、平易な表現で簡潔に記載すること。

オ イラストやページレイアウトには、反対色の使用などビジュアル効果を高めた内容とすること。特に2050年の本市将来像のイラストや記述には、読み手が脱炭素に対する興味を持ち、必要性を認識できる内容とすること。

カ 目標値など計画に記載する各種数値には明確な根拠を持たせ、その算出方法についても明示すること。

キ データの使用に当たっては、ラベルや数値を読みやすく配置し、出典元を明示すること。

### (3) 再委託については、次のとおりとする。

ア 受託者は、業務の全部を一括して又はこの業務における主たる部分である前述の2（1）サ 本戦略策定にかかる統括管理業務を第三者に再委託してはならない。

イ 受託者は、コピーや資料の収集、収集資料の整理、単純な集計、原稿の作成、印刷、製本、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入など当該業務の付随的・補助的業務にあたらぬ簡易な業務及びソフトコンテンツの実施における備品準備や一部コンテンツ提供など全体の運営にかかる局所的な業務の再委託に当たっては、本市の承認を必要としない。

ウ 受託者は、ア及びイに規定する業務以外の再委託に当たっては、書面により本市の承認を得なければならない。

エ 受託者は、再委託先に対して本契約における受託者の義務と同様の義務を順守させ、その行為について一切の責任を負う。

(4) 委託期間

委託期間の開始日から令和7年3月21日（金）まで

(5) その他

本市が現在改定作業中の豊田市環境基本計画、豊田市温暖化防止行動計画等の情報収集及び整合性の確認を行うこと。

3 スケジュール・成果物

本業務は以下のスケジュールで実施する。また成果物について、期日までに本市あてに納品する。業務の進捗状況により、スケジュールに沿った実施、納品期限内の納品が困難な場合は、速やかに本市に相談すること。また本市より指定がない限り成果物はすべて可変データで納品する。

(1) スケジュール

令和6年9月～ 調査・分析、市内外企業との連携、必要に応じて国県へのヒアリング

令和6年12月末 各種情報の整理、アクションプラン作成、戦略素案完成

令和7年3月～ 戦略本編及び概要版の作成、当市関係者への報告会開催

(2) 成果物

ア 業務完了時

(ア) 委託業務完了届 1部

(イ) 戦略本編及び戦略概要版の電子データ

(Word、Excel 形式等及び PDF 形式) 1部

(ウ) その他本市が指定する書類 1式

イ 随時

打合せ議事録

ウ 手直し

策定業務完了後、受注者の責めに帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正補足その他の必要な措置を講ずるものとし、その作業に掛かる費用は一切受注者の負担とする。

(3) 提出方法

各種電子データは、メールにて提出すること。